

第2章 子どもの権利の普及

第4条 広報及び普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

本条は、この条例や条約の内容を、子どもを含めた多くの市民に対して広報及び普及に努めることを規定しています。

【解説】

この条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのために、市は、様々な媒体を活用した広報を積極的に行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利に関する様々な事業を展開することなどによって、普及を図っていくことが必要です。

なお、札幌市議会で示された付帯決議においても、多くの市民に、条例の趣旨について理解を求めるための取組を行う必要があることが示されています。

第5条 子どもの権利の日

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぼろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

本条は、子どもの権利について普及を進め、市民の関心を高めるため、「子どもの権利の日」を設けることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項・第3項関係

ここでは、「子どもの権利の日」を設けること、「子どもの権利の日」には、その日にふさわしい事業を行うことを規定しています。

市は、「子どもの権利の日」やその前後の期間を通して、子どもの参加型事業や講演会の開催など、子どもの権利にふさわしい事業を行うことを規定しています。

広報及び普及の取組は、子どもの権利の日に行う事業だけで完結するものではなく、この日をきっかけにして、様々な広報及び普及啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

(2) 第2項関係

ここでは、「子どもの権利の日」は、11月20日と規定しています。

この日は、国連総会で条約が採択された日であり、すでに条例を制定している他の自治体でも、「子どもの権利の日」をこの日に選定している例が多く、将来的には、他の自治体と連携した事業を実施することも可能になると考えています。

第6条 学習等への支援

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

本条は、子ども、大人それぞれが、子どもの権利を学習することの必要性と、それに対する市の支援を規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

ここでは、あらゆる場面で、子どもが、自分の権利及び他者の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

子どもは、自ら正しく権利を行使するために、子どもの権利を学び、理解することが必要であり、市は、そのための環境を整えるよう、必要な措置を講じなければなりません。

なお、子ども向けの具体的な支援としては、条例の趣旨を分かりやすく記載した子ども用のパンフレットを作製し、これらを活用した学習の支援などを実施する予定です。

(2) 第2項関係

ここでは、大人が、子どもの権利を学び、理解することに対して、市が支援を行うことを規定しています。

大人自身も、子どもの権利を学び、その保障を進めることの大切さを理解する必要があり、子どもに対して、正しい権利行使のあり方を教えていく責任があります。

さらに、大人自身が子どもの権利を誤って理解し、不適切な行為をすることは、子どもの成長に悪影響を及ぼすことにつながり、許されることではありません。市としては、そのようなことがないように、子どもの権利の正しい考え方について、普及啓発をより一層推進する必要があると考えています。

大人向けの具体的な支援としては、条例の趣旨を分かりやすく記載した大人用のパンフレットを作製し、その活用を働きかけるほか、本解説書や教員向けの手引書などを通して、広く周知や理解促進に努めていきたいと考えています。また、出前講座や研修会、フォーラム等を通じた学習の支援などの実施も行う予定です。